

令和3年5月（第5回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年5月12日（水）午後2時00分～

2. 開催場所 益城町総合体育館 会議室

3. 出席委員（11名）

1番	荒川 忠一（筆頭代理）	3番	内田 一正
4番	松野 隆	5番	富嶋 雄治
6番	渡邊 久則	8番	上村 直嗣
9番	中村 光博	10番	中川 恭一
12番	坂田 俊明	13番	坂田 成喜
14番	岩村 久雄（会長）		

4. 欠席委員（3名）

2番	齊藤 保（次席代理）	7番	松本 功
11番	渡邊 義幸		

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内的の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための許可申請について
日程第7	議案第3号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第9	議案第5号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第10	議案第6号 農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について
日程第11	議案第7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更（除外）について
日程第12	令和3年 第6回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	姫野 幸徳	農地係長	澤田 洋子
主 査	奥村 敬介	主 事	上村 洸二

7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和3年第5回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、2番齊藤保委員、7番松本功委員、11番渡邊義幸委員より欠席の連絡をいただいております。農業委員14名中11名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。3番内田一正委員、9番中村光博委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。
まず、賃貸借の部が9件でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。
次に、使用貸借の部が1件でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。
次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届についてご報告申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。
何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届出の報告とします。
次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利
移動の許可申請について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。
番号1番につきましては、井川寿範推進委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いします。

(井川推進委員)

調査報告いたします。

4月30日に譲受人に現地で聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、各種管理機等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻、大根、いちごで、申請地にはトマトを作付けするとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数10年、年間150日、妻が経験年数3年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、21,700㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程を宜しく願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について井川寿範推進委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているため、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、河端隆行推進委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(河端推進委員)

調査報告いたします。

4月30日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、芋掘機等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻、甘藷で、申請地には甘藷を作付けするとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数44年、年間220日、妻が経験年数39年、年間200日、息子が経験年数7年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、143,865㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、申請地周辺の農地を元々保有されておりますし、本人にも聞き取りを行いましたので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、番号2番について河端隆行推進委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているため、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては、8番上村直嗣委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(8番委員)

調査報告いたします。

4月23日に富永推進委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、田植え機、コンバイン等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻、甘藷で、申請地には水稻を作付けするとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数30年、年間256日、妻が経験年数20年、年間235日となっております。

取得後の農地の面積については、6,001㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際に区役等にも積極的に参加するとのことですので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、番号3番について上村直嗣委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているため、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。
番号1番につきましては、13番坂田成喜委員に調査を頂いております。
補足説明をお願いいたします。

(13番委員)

5月7日に野田推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。
今回の申請は、申請者が農業用倉庫を整備する案件でございます。
転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は、農用地区域内農地ですが、農用地利用計画において指定された用途である農業用施設の整備であることから、不許可の例外に該当し、転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。
資力、信用については、特に問題ありません。
許可後は速やかに工事に着工するそうです。
規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。
周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。
以上です。
委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号を説明》

(議長)

ただいま、議案第3号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部 番号1番につきましては6番渡邊久則委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

5月5日に堀部推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が宅地拡張を行う案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は第1種農地ですが、既存宅地の面積の2分の1を超えない範囲の拡張のため、不許可の例外に該当し、転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地は、以前から宅地通路部分の一部として利用されていたため、今回、始末書を添付し今後は、農地法を遵守するとのことです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について渡邊久則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

続きまして、転用のための賃借権設定の部 番号1番についても6番渡邊久則委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

5月5日に堀部推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。今回の申請は、申請者が農業用資材置場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり転用目的が農業用施設に該当することから転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

隣接宅地の一部と一体的に利用する見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について渡邊久則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付するこ

とに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては13番坂田成喜委員に調査を頂いております。補足説明をお願いいたします。

(13番委員)

5月7日に松本推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が農業用倉庫を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準について、申請地は、農用地区域内農地ですが、農用地利用計画において指定された用途である農業用施設の整備であることから、不許可の例外に該当し、転用の見込みはあると思われまます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地は、以前から農機具格納施設として使用されていたため、今回、始末書を添付し、今後は、農地法を遵守するとのこととす。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思ひます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しくお願ひします。

(議長)

只今、番号2番について坂田成喜委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては10番中川恭一委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(10番委員)

4月30日に岩村会長、西村推進委員、事務局職員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が太陽光発電設備を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われまます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

本申請地は、数年前に一部着工していたため、今回始末書を添付し、今後は、農地法を遵守することです。

申請地に係る経済産業省の認定及び九州電力の接続認証もなされているようです。

隣接山林と一体的に利用する見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号3番について中川恭一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、転用のための使用貸借権設定の部 番号1番につきましては6番渡邊

久則委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

5月5日に堀部推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は集落に接続している第1種農地であり、かつ、周辺に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について渡邊久則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件を権利の種類毎にご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部 番号8番、9番及び番号15番から19番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号8番、9番及び番号15番から19番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件

についてご審議をいただきたいと思います。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に賃借権設定の部 設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人でございます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

まず、賃借権設定の部でございます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に所有権移転の部でございます。番号1番につきまして12番坂田俊明委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(12番委員)

報告いたします。

4月19日に譲受人と熊本県農業公社、守江推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと農地売買の「あっせん会議」をいたしましたのでご報告いたします。

譲受人は、米及び大豆を中心に農業経営を行っており、耕作面積は約4町8反あります。

今回の申請地は、元の所有者の希望により、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の1町6反以上耕作されているので、問題ないと思います。

委員の皆様のご審議、宜しく願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について坂田俊明委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に番号2番について河端隆行推進委員に調査を頂いております。
補足説明をお願いします。

(河端推進委員)

報告いたします。

4月19日に譲受人と熊本県農業公社、守江推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買の「あっせん会議」をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、米・甘藷・大根を中心に農業経営を行っており、耕作面積は約14町あります。

今回の申請地は、元の所有者の希望により、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の1町6反以上耕作されているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、宜しく願いいたします。

(議長)

只今、番号2番について河端隆行推進委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に番号3番について10番中川恭一委員に調査を頂いております。
補足説明をお願いします。

(10番委員)

報告いたします。

4月19日に譲受人と熊本県農業公社、西村推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと農地売買の「あっせん会議」をいたしましたのでご報告いたします。

譲受人は、甘藷・大根・人参を中心に農業経営を行っており、耕作面積は約8町あります。

今回の申請地は、譲受人が借り入れて耕作していた農地ということもあり、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の1町6反以上耕作されているので、問題ないと思います。

委員の皆様のご審議、宜しく願いいたします。

(議長)

只今、番号3番について中川恭一委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第6号説明》

(議長)

只今、議案第6号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定いたします。

続きまして、日程第11 議案第7号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更(除外)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第7号を説明》

(議長)

只今、議案第7号について説明を申し上げました。

早速ご審議を賜りたいと思いますが、議事参与の制限にあたる案件でございますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

本案につきましては、4番松野隆委員に調査を頂いております。
補足説明をお願いします。

(4番委員)

4月26日に岩村会長、富永推進委員、事務局職員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

申請者は、特別養護老人ホーム等の老人福祉事業を行っている法人です。

熊本地震により、申請地に近接する連携施設が倒壊したため、建替工事を実施しておりますが、その際、施設従業員の駐車場が不足していたため、

申請地を仮設駐車場及び仮設緊急避難地として一時的に利用しておりました。しかし、工事完了後も、駐車場及び緊急避難地が不足しており、また、入所者へ園芸療法を施すため、園芸広場を整備したいとのことで農振除外の申請をされております。

申請地を農振除外することによる他の農地への支障もなく、農振除外の要件も全て満たしておりました。

なお、農振除外後は、第1種農地となるとのことで、転用規模としては、面積が既存の施設の面積の2分の1以内の拡張に該当し、転用の見込みはあるかと思っております。

以上です。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、松野隆委員より補足説明を頂きました。早速ご審議を賜りたいと思っております。

本案について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は審議された内容を付して町長に回答することといたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、日程第12 令和3年第6回委員会の日時について申し上げます。次回は6月10日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意しました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年5月12日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員